

5分ちょっとでわかる税金シリーズ

令和6年度税制改正で変わった
生前贈与について詳しく解説



〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビルディング 6階
TEL:03(6300)9501 FAX:03(6300)9502 HP: <https://smtt.co.jp>

税理士： 菊地 則夫

【贈与税の改正】～暦年贈与～

① 暦年贈与

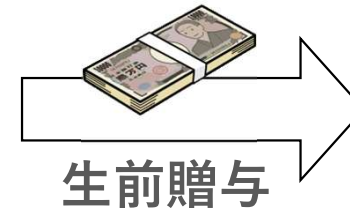
暦年贈与（原則）

贈与税の基礎控除

もらう人ひとりにつき年間110万円

※贈与税の計算期間は、
毎年1月1日から12月31日までの1年間となります。

親：贈与者



子：受贈者



改正点 相続開始前の生前贈与の加算期間延長

【改正内容】

（改正前）相続開始前3年以内の生前贈与について相続財産に加算される。

（改正後）相続開始前 **7年以内**の生前贈与について相続財産に加算される。
ただし、延長した4年間（相続開始前3年超7年以内）の贈与は合計100万円まで相続財産に加算しない。

【適用時期】

令和6年1月以後の贈与について適用。令和9年1月以降の相続について影響がでてくる。
令和13年以降の相続から7年間分の贈与が加算される。

【贈与税の改正】

1. 相続開始前贈与の相続税への加算期間が3年→7年へ

①改正の内容

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始7年以内（改正前3年以内）に当該相続にかかる被相続人から贈与により受けた財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産は相続税の課税価格に加算する。

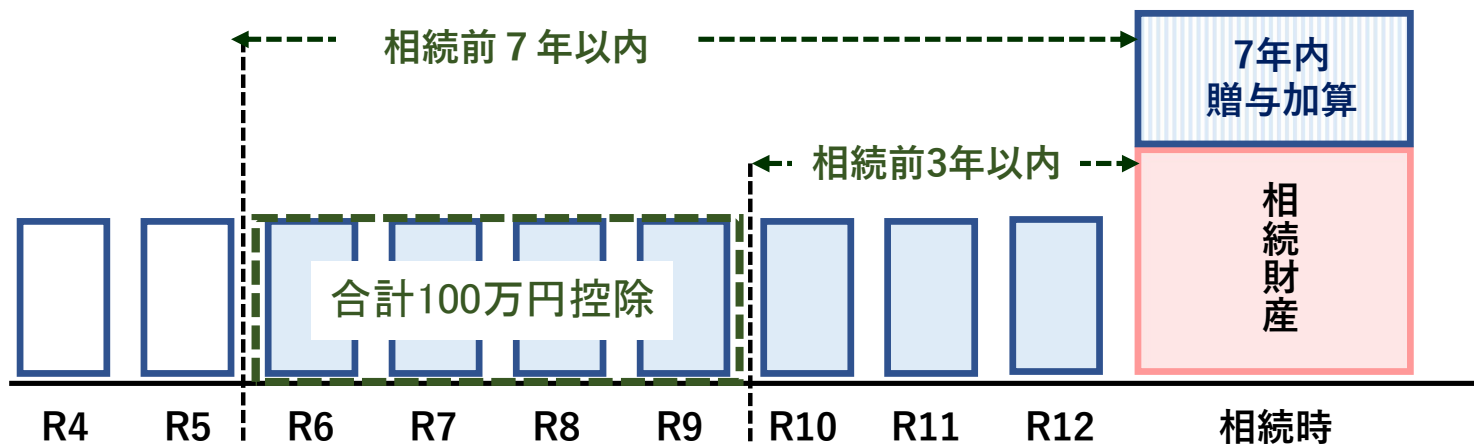
今回の改正で延長された4年間の贈与財産に関しては、その合計額から100万円を控除した残額を相続税の課税価格に加算する。

※令和6年1月1日以後贈与により取得する財産について適用する。

②ポイント

生前贈与加算期間が3年から7年に延長されたため、贈与対策を早めに進める必要性高まる。

- ・ 加算対象期間が相続前3年から7年に延長
- ・ 延長した4年間の受贈財産の合計額のうち、100万円は加算対象外



【贈与税の改正】

1. 相続開始前贈与の相続税への加算期間が3年→7年へ

令和5年 2023.1.1	令和6年 2024.1.1	令和7年 2025.1.1	令和8年 2026.1.1	令和9年 2027.1.1	令和10年 2028.1.1	令和11年 2029.1.1	令和12年 2030.1.1	令和13年 2031.1.1	令和14年 2032.1.1
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	令和9年1月1日相続開始までは 加算期間は3年以内					
生前贈与	△100万 生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	令和10年1月1日相続開始までは 加算期間は4年以内				
生前贈与	△100万 生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	令和11年1月1日相続開始までは 加算期間は5年以内			
生前贈与	△100万 生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	令和12年1月1日相続開始までは 加算期間は6年以内		
生前贈与	△100万 生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	令和13年1月1日 相続開始以降は 加算期間は7年以内	
生前贈与	生前贈与	△100万 生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	生前贈与	

【贈与税の改正】～相続時精算課税制度～

② 相続時精算課税制度

制度の概要

親や祖父母から財産を贈与してもらう場合、この制度を適用すると2,500万円まで贈与税が非課税になります。ただし、この制度を使って贈与された財産は相続発生時に相続財産に加算され、相続税の課税対象となります。

【例：親から子へ2,500万円の現金贈与をした場合】


父母・祖父母
(60歳以上)



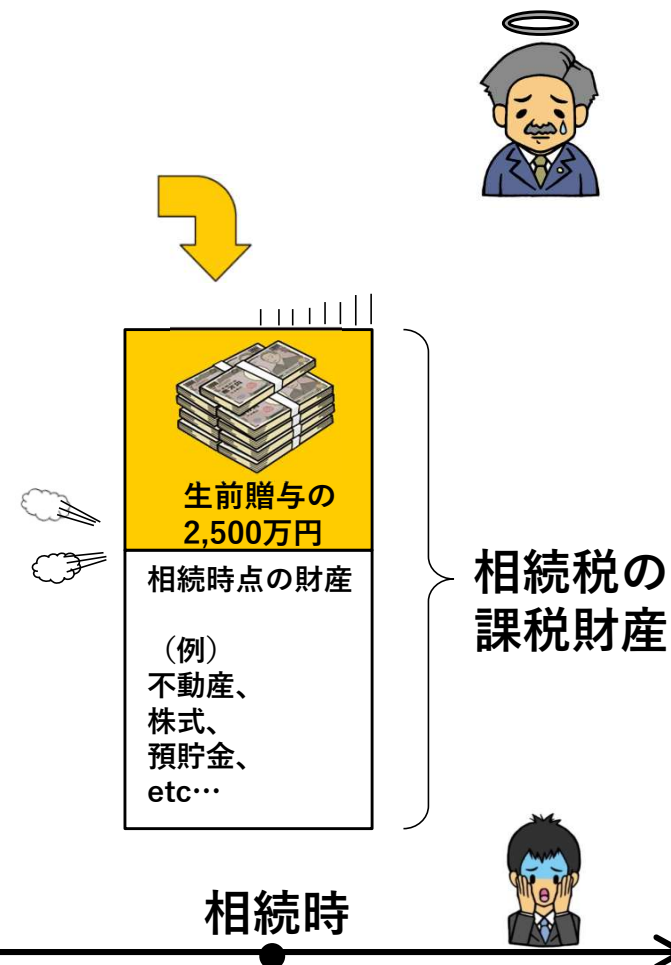

子・孫
(18歳以上)

2,500万円まで
贈与しても非課税

●相続時精算課税制度【特例】

$$\left(2,500\text{万円} - \boxed{\text{特別控除 } 2,500\text{万円}} \right) \times 20\% = 0\text{円}$$

贈与時



【贈与税の改正】～相続時精算課税制度～

② 相続時精算課税制度

改正 相続時精算課税制度の使い勝手が向上

【改正内容】

(改正前)

- ・ 相続時精算課税制度を選択すると贈与額が少額であっても贈与の年ごとに申告が必要。
- ・ 相続時精算課税制度で申告した財産全てが相続時の相続財産に加算される。

(改正後)

- ① ・ 暦年贈与とは別枠の110万円の基礎控除が新設された。
- ② ・ 相続時精算課税制度を選択した場合でも、年間110万円（基礎控除額）以下の贈与に関しては贈与税の申告が不要。
（ただし、相続時精算課税制度選択初年度の届出の申告は必要）
- ③ ・ 相続時精算課税制度選択後の毎年基礎控除額（年間110万円）差引後の金額を相続財産に加算する。

【適用時期】

令和6年1月以後の贈与について適用



相続時精算課税制度の注意点は主に3つ。

- ① 2023年税制改正により、
2024年1月より暦年贈与とは別枠の110万円の基礎控除が新設された
- ② 課税の繰り延べに過ぎないこと。（相続時に併せて課税される）
- ③ 一度選択したら、贈与した親・祖父母が亡くなるまで取り消しはできない！

【贈与税の改正】～相続時精算課税制度～

2. 相続時精算課税の見直し

①改正の内容

- ・相続時精算課税贈与については、暦年課税の基礎控除とは別に課税価格から基礎控除110万円控除
特定贈与者死亡時相続税の課税価格に加算される生前贈与額に上記の110万円控除は含まれない
- ・相続時精算課税で贈与した土地・建物が贈与日から特定贈与者死亡時までに災害等により一定の被害を受けた場合、贈与時の価額から災害によって被害を受けた部分相当額を控除できる

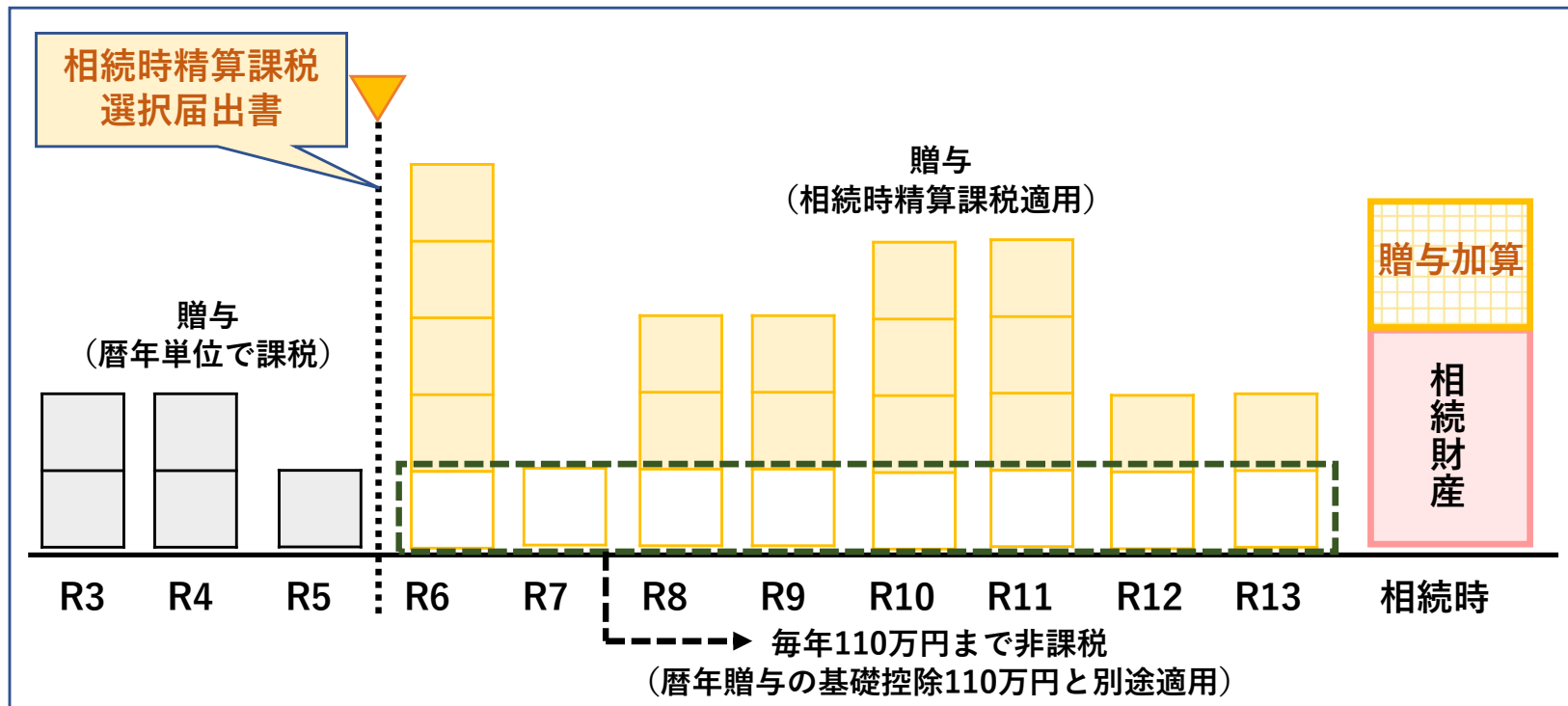
※令和6年1月1日以後贈与により取得する財産について適用する。

②ポイント

贈与者ごとに相続時精算課税、暦年贈与選択が可能

(例：祖父→精算課税110万円・祖母→暦年課税110万円 220万円非課税)

相続時精算課税の基礎控除110万円は、相続開始前7年以内でも相続税課税価格に加算しなくてよい



【贈与税の改正】～生前贈与～

③ 生前贈与 暦年贈与と相続時精算課税制度の改正（2023年税制改正）

2023改正 暦年贈与と相続時精算課税制度の改正比較

（1）暦年贈与の改正

- ・ 亡くなる前7年間の贈与金額を加算するのは、法定相続人（子）への贈与のみ
- ・ 孫や子の配偶者（嫁・婿）への贈与は加算の対象外

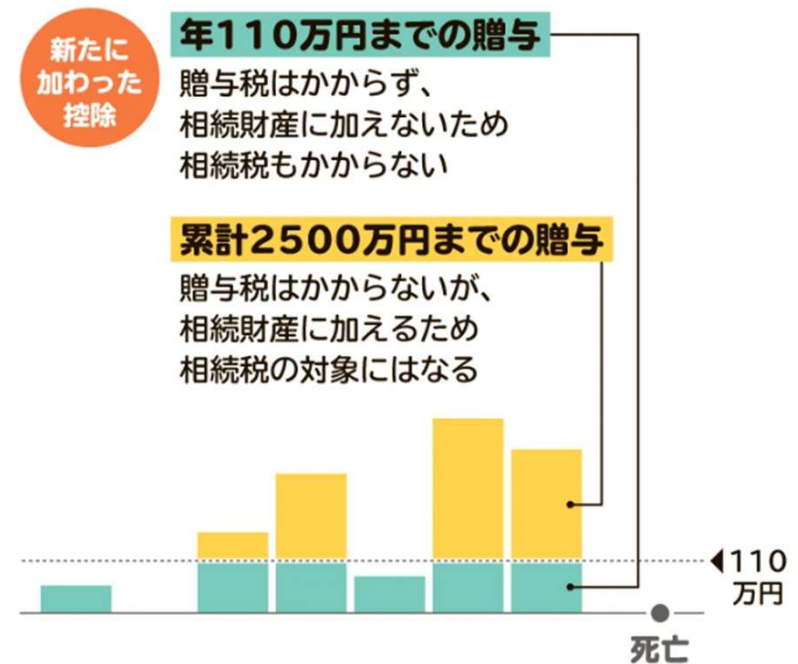
2024年以降の贈与から適用される新制度

例：2031年5月1日に亡くなった場合



（2）相続時精算課税の改正

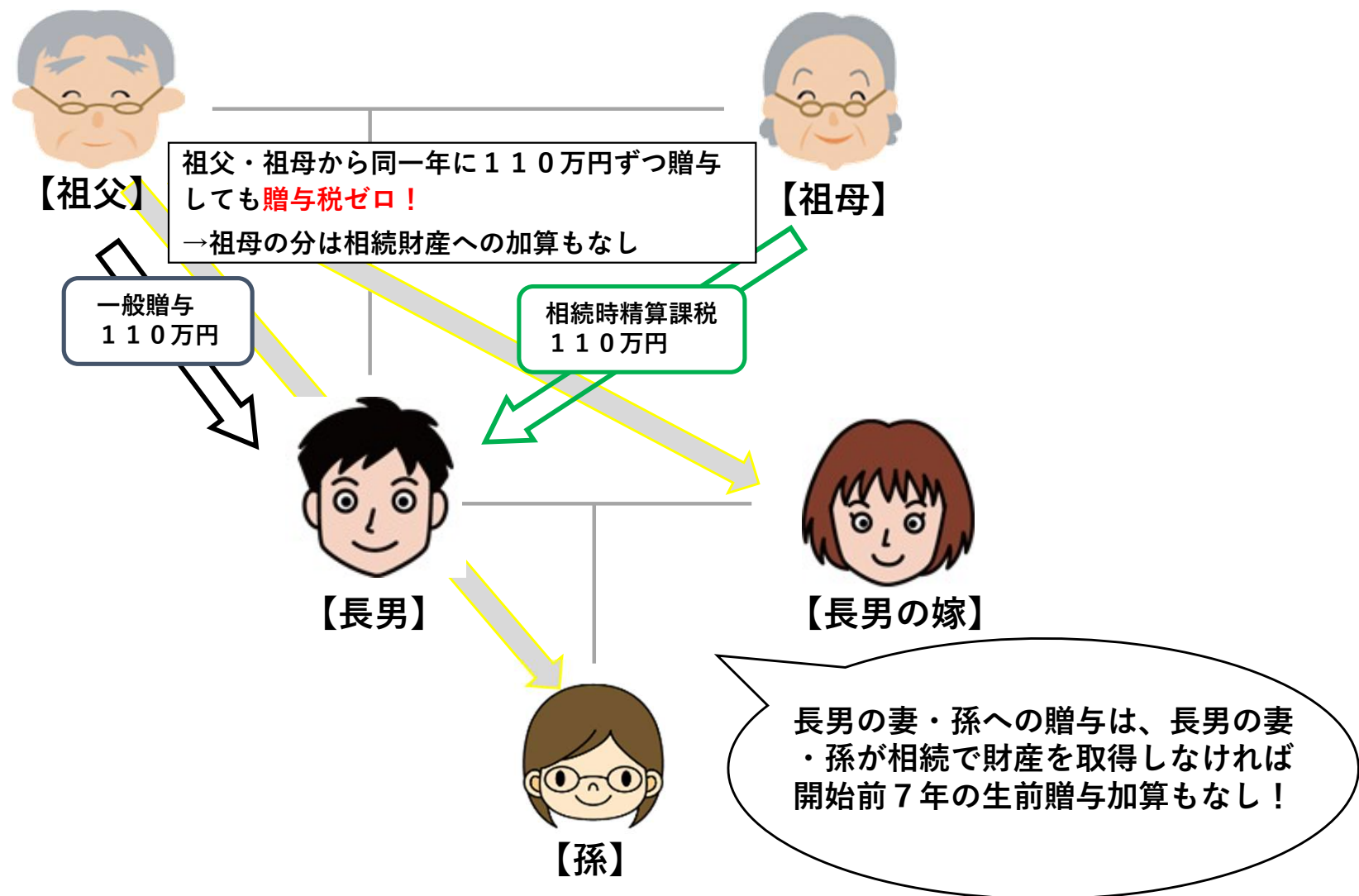
- ・ 年110万円以下の贈与であれば、亡くなる前、7年間の贈与金額の加算は誰への贈与に対してもなし



父から暦年贈与110万円の非課税枠、母から相続時精算課税110万円の非課税枠をそれぞれ適用し、合計：年220万円の贈与税非課税枠を使うことができる。

【贈与税の改正】～生前贈与～

生前贈与をかしこく行うことで**万全の相続対策ができる！！**



ありがとうございました

相続税・所得税・法人税対策を別の視点から見直してみませんか？

■賃貸経営に特化した税理士が、次世代への承継に向けて資産形成の見直しのお手伝いをします

■税金相談では下記の方がご相談できます。

- アパート経営をされている大家さんで法人化などの税金対策を考えられている方
- 相続税の基礎控除縮小により相続対策を考えられている方
- 相続が発生し相続税の申告が必要な方
- 現在の不動産所得の申告に不安のある方
- 老後の生活対策として住まいの買換えを検討されている方など
- 実家や相続した不動産を売却されて負担する税金が気になっている方

■不動産税務・相続の最前線で数多くの経験を積んだプロの税理士が、相談員として 対応いたします。

■税理士法人スマートシンクでは毎日税金相談を行っています。



〒160-0023

東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビルディング6階

TEL: 03-6300-9501

FAX: 03-6300-9502

MAIL: kikuchi@smtt.co.jp

